

不利益処分に対する処分基準

(整理番号 : 121413)

平成30年 8 月31日作成

1. 法令名・根拠条項	① 道路運送法 第78条 (有償運送)
2. 不利益処分の概要	有償運送行為に係る指示
3. 処分基準	<p>自動車運転代行業は、あくまで利用者の自動車を利用者ごと目的地へ搬送する業務である。</p> <p>自動車代行運転業では、随伴用自動車として自家用自動車が使用されるが、災害のため緊急を要する場合や公共の福祉を確保するためやむを得ない場合に、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき等、道路運送法第78条に掲げる場合を除いては、有償で運送の用に供してはならないとされている。</p> <p>したがって、道路運送法第78条の規定に該当しない場合は、随伴用自動車により利用者のみを搬送すること(いわゆるA B間輸送行為)はタクシー類似行為となり、違反行為として評価される。</p> <p>なお、旅客自動車運送事業行為では、利用者の運送行為を反復継続の目的をもって有償で行っている場合は、道路運送法第43条の特定旅客自動車運送事業を営業者者に該当し、必要な道路運送法第43条の許可を受けていない場合は、道路運送法第43条第1項に反する違反行為(タクシー類似行為)として評価されるが、反復継続性がなく「単発的」に利用者の運送を行った場合は、道路運送法第78条に反する違反行為となる。</p>
4. 処分を行う課(所)	地域振興部交通対策課
5. 本庁担当課、担当係	地域振興部交通対策課 交通安全スタッフ